

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第３項の規定により、本日から１週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和7年10月24日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	
1	大和町	吉田	一本杉	1-2	